

高知県地域医療構想調整会議 (中央区域 物部川部会)資料

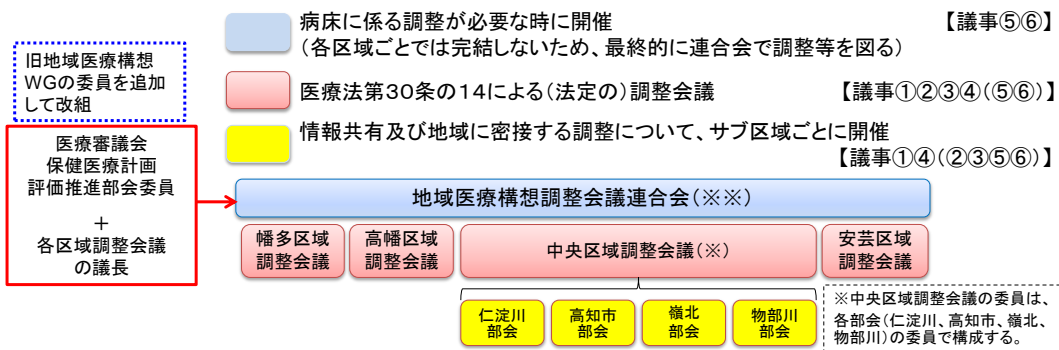
(項目)

- 1、地域医療構想調整会議について
- 2、病床機能報告について
- 3、地域医療介護総合確保基金について
- 4、第7期保健医療計画について
- 5、療養病床等の検討状況について

1、地域医療構想調整会議について

高知県の地域医療構想調整会議の体制

「地域医療構想調整会議」の構成



基本地域	幅多	高幡	仁淀川	高知市	嶺北	物部川	安芸
所管保健所	幅多	須崎	中央西	高知市	中央東		安芸
構想区域	幅多	高幡	中央			安芸	

※※病床に係る協議については、中央地域への患者流入の現状等を踏まえ、各区域の調整会議における協議において完結しないものは、**連合会で最終調整等**を図る。 1

本県における地域医療構想調整会議の進め方(案)

<議論の進め方の方針>

- 1、地域の医療提供体制の現状の共有
- 2、将来目指すべき医療体制の認識の共有
- 3、地域医療構想を実現するうえでの課題の抽出
- 4、具体的な構想区域における病床の機能分化及び連携のあり方についての議論
- 5、構想を実現するための施策の議論

<具体的に進めるための取組み>

- 病床機能報告データやデータブック等を活用した、地域において各医療機関が担っている役割に関する現状分析と共有
- 病床機能報告と病床の必要量との比較
- **病床、非稼働病床の状況の確認**
- **中心的な医療機関の役割の明確化**(救急医療、災害医療、政策医療を担う医療機関)
(対象)公的医療機関、国立病院機構、地域医療支援病院、特定機能病院 など
 - ・5疾病5事業及び在宅医療等の中心的な医療機関が担う役割について(医療計画)
 - ・「新公立病院改革プラン」と構想区域における公立病院の担うべき役割
 - ・「公的医療機関等2025プラン」と構想区域における公的医療機関等の担うべき役割
 - ・特定機能病院の地域における役割と病床機能報告内容の分析
- **療養病床転換についての検討状況の情報共有、療養病床の転換意向を踏まえた医療体制の整理(療養病床転換の意向調査の実施)**
- 転換補助金等を活用した病床の機能分化の支援
- 地域住民・市区町村・医療機関等への普及啓発(調整会議の資料及び議事録の公表等)

公的医療機関等2025プランについて

第7回地域医療構想に関わるWG資料(平成29年7月19日)
一部改稿

- 公的医療機関は、地域医療対策協議会のメンバーに含まれており、また、地域医療対策への協力義務が課されているなど、地域における医療確保を担うこととされている。
- また、**共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等**(公的医療機関及び医療法第7条の2第1項第2号から第8号に掲げる者)が開設する医療機関については、地域医療構想の達成を図るために都道府県知事が行使することができることとされている権限の位置付けが、他の医療機関に対するものと異なる。
- **国立病院機構及び労働者健康安全機構**が開設する医療機関についても、その設立の経緯と、現に地域における医療確保に果たしている役割を鑑みると、今後も、地域における医療確保に一定の役割を果たすことが期待されているものと考えられる。
- **地域医療支援病院及び特定機能病院**については、公的医療機関と同様、地域医療対策協議会のメンバーに含まれているなど、地域における医療確保の役割を果たすよう努めることとされている。

- **公的医療機関をはじめとしたこれらの医療機関については、地域において今後担うべき役割等の方向性を、率先して明らかにし、地域で共有**することが必要である。
- **これらの医療機関に対して、地域における今後の方向性について記載した「公的医療機関等2025プラン」(※)の作成を求める**こととする。(医政局長通知 平成29年8月4日)
- 策定したプランを踏まえ、**地域医療構想調整会議においてその役割について議論**することとする。

(※)「公的医療機関等2025プラン」の策定対象は下記のとおり

- 公的医療機関(日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等が開設する医療機関)(公立病院除く)
- 医療法第7条の2第1項第2号から第8号に掲げる者(共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等)が開設する医療機関
- その他の独立行政法人(国立病院機構、労働者健康安全機構)が開設する医療機関 ○ 地域医療支援病院 ○ 特定機能病院

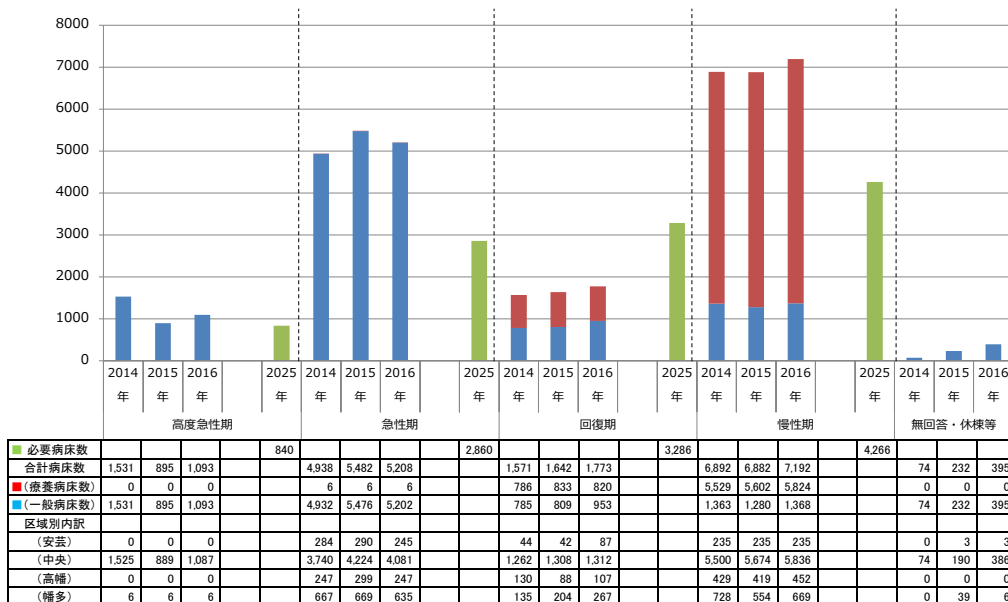
記載事項

- 構想区域の現状と課題
- (上記を踏まえた)当該医療機関の現状と課題
- (上記を踏まえた)当該医療機関が今後地域において担うべき役割
- 当該医療機関が今後提供する医療機能に関する事項
- 当該医療機関が今後提供する医療機能に関する、具体的な数値目標

地域医療構想を
踏まえた形で作成

2、病床機能報告について

平成28年度病床機能報告の状況<平成28年7月1日時点>

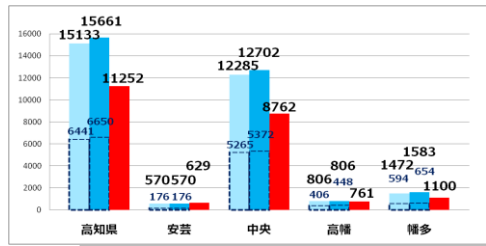


2014年: 2014年度報告内容の現状
 2015年: 2015年度報告内容の現状
 2016年: 2016年度報告内容の現状
 2025年: 必要病床等推計ツールにより計算された患者住所地医療需要に基づく推計値

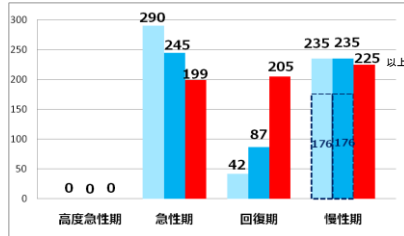
構想区域別の病床機能報告と必要病床の比較

単位: 病床
 ■ H27病床機能報告数 (うち療養病床)
 ■ H28病床機能報告数 (うち療養病床)
 ■ 必要病床数 → 将来(H37:2025年)の推計数

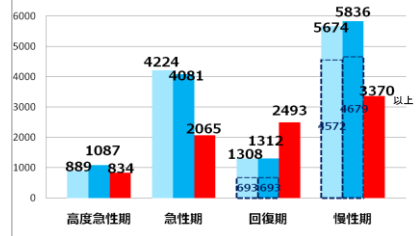
県全体 (区域別総数)



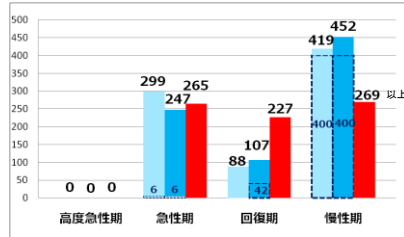
安芸区域



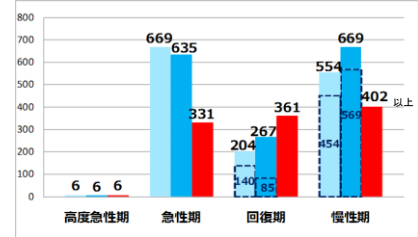
中央区域



高幡区域



幡多区域



平成28年度病床機能報告一覧 (中央区域 物部川部会)

(単位: 床)

区分	市区町村	施設名称	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休養等	合計	うち療養病床					
									医療療養	(基本科1)		(基本科2)	介護療養	回復リハ
病院	南国市	高知大学医学部附属病院	40	530	0	0	0	570						
	南国市	JA高知病院	0	178	0	0	0	178						
	南国市	南国中央病院	0	45	54	0	0	99	54					54
	南国市	南国病院	0	0	0	102	0	102	56	56	56			
	南国市	岡豊病院	0	0	0	42	0	42	42	42	42			
	南国市	藤原病院	0	0	0	117	0	117	117	117	117			
	南国市	土佐希望の家	0	0	0	140	0	140	39	39	39			
	南国市	南国厚生病院	0	0	0	88	0	88	88	88	50	38		
	南国市	北村病院	0	0	0	60	0	60	60	60	60			
	香南市	野市中央病院	0	91	30	50	0	171	80	50	50			30
	香南市	三谷病院	0	0	0	60	0	60	60	16		16		44
	香美市	香長中央病院	0	0	0	191	0	191	191	191	43	148		
	香美市	香北病院	0	0	0	90	0	90	90	60	60	30		
	香美市	間崎病院	0	0	0	38	0	38	38	9	9	29		
香美市	同仁病院	0	0	0	38	0	38	38	26	26	12			
診療所	南国市	宮田整形外科	0	0	0	0	0	19	19					
	南国市	川田内科	0	0	0	0	0	19	19					
	香南市	北村産婦人科	0	13	0	0	0	13						
	香南市	寺田内科	0	0	0	0	0	19	19					
	香南市	野市整形外科医院	0	0	0	0	0	19	19					
	香南市	もえぎクリニック	0	0	0	0	0	19	19					
	香南市	藤田整形外科	0	0	0	0	0	19	19					
	香南市	夜須診療所	0	0	0	0	0	18	18					
	香美市	たにむら産婦人科	0	0	0	0	0	19	19					
	香美市	前田メディカルクリニック	0	19	0	0	0	19						
	香美市	岩河整形外科	0	19	0	0	0	19						
	香美市	楠目循環器科内科・眼科	0	0	0	19	0	19						
	香美市	香美市立大板診療所	0	0	0	0	0	19	19					
	香美市	坂本内科	0	0	19	0	0	19						
物部川サブ区域合計			40	895	103	1,035	170	2,243	953	754	457	297	115	84
H27報告(物部川サブ区域合計)			40	918	103	881	254	2,196						
中央区域合計			1,087	4,081	1,312	5,836	386	12,866						
必要病床数			834	2,065	2,493	3,370以上		8,762						
差			253	2,016	Δ1,181	2,466	5	4,104						

出典 「病院一覧」 医事業務課
 「保険医療機関、保健薬局の指定状況等」 四国厚生支局
 「介護療養型医療施設」 高齢者福祉課
 「平成28年度病床機能報告」 医療政策課

休床、非稼働病床の状況

- 非稼働病床は、一般病床588床(約7.5%)、療養病床24床(約0.3%)。
- 非稼働病床のうち公的医療機関について、非稼働が継続する場合は、理由を確認し、正当な理由がない場合は今後の方向性について、意見を確認する予定。

構想 区域	病院				有床診療所			
	一般病床		療養病床		一般病床		療養病床	
	許可 病床	非稼働 病床	許可 病床	非稼働 病床	許可 病床	非稼働 病床	許可 病床	非稼働 病床
安芸	349	0 (0)	176	0 (0)	42	3 (0)	0	0 (0)
中央	6,327	212 (3)	5,192	20 (0)	965	287 (39)	0	0 (0)
高幡	326	1 (0)	531	0 (0)	32	0 (0)	6	0 (0)
幡多	830	76 (13)	588	4 (0)	86	9 (6)	0	0 (0)
計	7,832	289 (16)	6,487	24 (0)	1,125	299 (45)	6	0 (0)

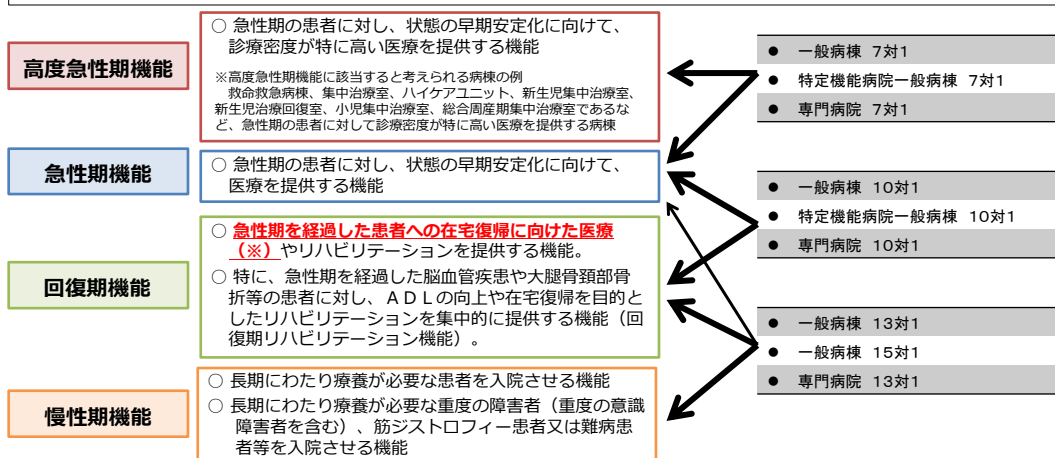
※休床、非稼働病床の()は公的医療機関の病床数

病床機能報告における特定の機能を有さない病棟の取扱い

第5回地域医療構想に
関するWG 資料2
(H29.6.2)一部変更

基本的な考え方

特定入院料等を算定しない病棟について、一般的には次のとおり報告するものとして取り扱うこととしてはどうか。
また、次の組合せと異なる機能を選択することを妨げるものではないが、次の組合せと異なる機能を選択する場合については、地域医療構想調整会議で確認することとしてはどうか。



(※)平成28年度の報告で、リハビリテーションを提供していなくても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回復期機能を選択できること、報告マニュアルで追加したが、現状の病床機能報告では、回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟が回復期機能の多くを占めており、平成29年度の報告に向け、再度、周知徹底することとする。

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療構想・病床機能報告における回復期機能について

地域医療構想における将来推計は患者数をベースに将来の病床の必要量を出しているのに対し、病床機能報告制度では様々な病期の患者が混在する病棟について最も適する機能1つを選択して報告する仕組みである。例えば回復期機能は、「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能」を指すものであり、当該機能を主として担う病棟が報告されるものであるから、単に回復期リハビリテーション病棟入院料等を算定している病棟のみを指すものではない。

しかしながら、この点の理解が不十分であるために、これまでの病床機能報告では、主として「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能」を有する病棟であっても、急性期機能や慢性期機能と報告されている病棟が一定数存在することが想定される。

また、実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、主として急性期や慢性期の機能を担うものとして回復期機能以外の機能が報告された病棟においても、急性期を経過した患者が一定数入院し、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションが提供されていたり、在宅医療の支援のため急性期医療が提供されていたりする場合がありますと考えられる。また、回復期機能が報告された病棟においても、急性期医療が行われている場合があります。

これらを踏まえると、現時点では、全国的に回復期を担う病床が大幅に不足し、必要な回復期医療を受けられない患者が多数生じている状況ではないと考えているが、病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量との単純な比較から、回復期機能を担う病床が各構想区域で大幅に不足しているように誤解させる状況が生じていると想定される。

このため、今後は、各医療機関に、各病棟の診療の実態に即した適切な医療機能を報告していただくこと、また、高齢化の進展により、将来に向けて回復期の医療需要の増加が見込まれる地域では、地域医療構想調整会議において、地域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向について十分に分析を行った上で、機能分化・連携を進めていただくことが重要と考えており、地域医療構想の達成に向けた取組等を進める上で、ご留意いただきたい。

なお、これに関連して、回復期機能に関してこれまで頂いた質問へのQ Aを別紙のとおり取りまとめたので、地域医療構想の達成に向けた取組等の参考としていただきたい。

(担当)

厚生労働省医政局地域医療計画課

藤本、佐藤、竹内、古川

TEL 03-3595-2186

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

3、地域医療介護総合確保基金について

平成29年度 地域医療介護総合確保基金について

基金の概要

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

（基金の対象となる事業区分）※医療分

- I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（病床の機能分化・連携）
- II 居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療の推進）
- III 医療従事者の確保に関する事業（医療従事者等の確保・養成）

平成29年度配分額について

（配分方針） ・平成28年度に引き続き事業区分 I に重点配分

・ II 及び III については、28年度に引き続き基金創設前まで国庫補助で実施してきた事業相当額を基本

（内示結果） 平成29年度の要望額（調整後）10億円に対して、国の内示額は、9億円

平成26年度から28年度の基金執行残を充当する調整を行い、6.6千万円の財源不足

事業区分	H29要望額 (当初)	H29要望額 (調整後) A	H29内示額 B	H26~28執行残からの充当額				H29 財源不足額 A- (B+F)
				H26計画 執行残	H27計画 執行残	H28計画 執行残	C~E計 F	
				C	D	E		
I	263,250	263,250	263,250				0	
II	54,063	51,661	44,102	1,150	3,384	2,160	6,694	865
III	723,043	704,829	595,898	12,162	5,060	28,820	44,225	65,307
II+III	777,106	756,490	640,000	13,506	8,444	30,980	50,919	66,172
計	1,040,356	1,019,740	903,250	13,506	8,444	30,980	50,919	66,172

地域医療介護総合確保基金による平成29年度計画事業一覧

事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）

（単位：千円）

事業名	事業概要	H29年度基金充 当要望額(調整後)	H29年度 内示後配分額	担当課
H27 新規	病床機能分化促進事業 (H29～H32) 回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟等の回復期機能として必要な病棟の新築、増改築、改修、備品の購入などを行う医療機関の支援を実施し、地域医療構想の推進を図る。	143,130	143,130	医療政策課 (地域医療担当)
H29 新規	地域医療連携推進事業 【H29医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会提案事業】 病病連携、病診連携、医療・介護連携を推進するためのICTシステムについては、通信環境が整っていないことや、ICT機器に未習熟な事業所が存在していること等からの理由により、現時点では全ての地域で導入することが困難なことから、関係機関が患者情報の共有を図るためのアナログ連携用の手帳を作成し、ICTシステムと並行して、普及・啓発を行い、関係機関の連携を推進する。	2,531	2,531	医療政策課 (地域医療担当)
H29 新規	病床機能分化・連携推進のための 転院連携情報システム構築 事業(H29～H31) 【H29高知大学提案事業】 地域医療構想を推進していく上で、病床の機能分化・連携が重要となってくるが、現実には患者の状態に応じた病床への転院は進んでいない。したがって、県内の医療機関の医療機能、現在の空床状況や今後の空床予定を検索できることで、患者の病態に合った医療機関を把握できるシステムを構築し、病院間での転院を促進し、病床機能分化を図る。	55,502	55,502	医療政策課 (地域医療担当)
H28 新規	病床機能分化・連携推進等体 制整備事業 【H29県立大学提案事業】 本事業は、効果的・効率的な病床転換を推進するために、平成28年度に策定した退院支援体制構築のための指針の活用推進を図るとともに、本指針を活用して、病院の退院支援体制の構築及び退院支援、退院調整を行うことができ、かつ、地域のコーディネーターや管理者となる者を養成するための研修等を実施し、これらを通して、事例、病院の機能、地域の状況に合わせた退院支援が展開できる能力を修得可能な研修プログラムの作成を行う。	8,967	8,967	医療政策課 (地域医療担当)
H27 新規	中山間地域等病床機能分化・ 連携体制整備事業 本事業は地域医療構想の実現に向けて回復期の病床機能分化を推進するため、訪問看護未経験者等を対象とし専門的な教育により地域における医療機関間の連携や医療介護連携をコーディネートできる訪問看護師を育成し、地域における療養者の受け皿を増やすとともに病院における退院調整支援に携わる人材の育成を図る。	53,120	53,120	医療政策課 (看護担当)
小 計		263,250	263,250	

事業区分Ⅱ（居宅等における医療の提供に関する事業）

（単位：千円）

事業名	事業概要	H29年度基金充 当要望額(調整後)	H29年度 内示後配分額	担当課
旧国	訪問看護推進事業 訪問看護推進協議会を設置し、訪問看護に関する課題及び対策の検討、訪問看護に関する研修等の計画及び実施について検討する。	307	307	医療政策課 (看護担当)
再基	訪問看護師研修事業 在宅移行を支援する看護師及び訪問看護管理者を対象に研修を行い、訪問看護師の確保及び質の向上、訪問看護ステーションの機能強化を図る。	1,486	1,486	医療政策課 (看護担当)
再基	訪問看護実践研修事業 大学病院の専門医療チーム(専門看護師、認定看護師含む)が、地域の医療機関・訪問看護ステーション等に対しコンサルテーションを行うことにより、在宅医療・看護技術・介護、アセスメント能力を高めるための知識・技術の向上を図る。	2,160	2,160	医療政策課 (看護担当)
H27 再基	中山間地域等訪問看護体制強 化・育成事業 【事業区分②⇒①⇒②へ】 本事業は、移動時間等が長く、不採算となってしまう中山間地域等への訪問看護サービス提供体制の確保を目的として、市街地等に所在する訪問看護ステーションの訪問看護師等による訪問看護の支援を行うことで今後、病床の機能分化や病床転換に伴う療養者の受け皿となる在宅医療への需要の高まりに対応し、住み慣れた地域で在宅療養ができる環境整備を行うことにより、在宅医療の推進に資することを目的としている。	32,329	31,464	医療政策課 (看護担当)
再基	医療従事者レベルアップ事業 【事業区分②⇒①⇒②へ】 本事業は、医療従事者団体や病院等が実施する在宅医療に係る研修に対し、専門知識を持つ講師派遣を実施することにより、多職種の関係者に対して在宅医療への理解を促進し、よりよい退院支援や急変時の入院受入につなげ、病床の機能分化及び連携の推進に資することを目的としている。	450	450	医療政策課 (地域医療担当)
H27 新規	がん患者の療養場所移行調整 職種のための相互研修事業 【事業区分②⇒①⇒②へ】 本事業は、がん患者の在宅への移行がスムーズに行えるように、医療介護の多職種連携により安心してサービスを提案・提供できる体制を整備するため、在宅療養支援診療所、訪問看護ST、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、訪問調剤薬局等での実地研修を行い、在宅医療に取り組む人材の確保及び育成を行うことにより、病床の機能分化及び連携の推進に資することを目的としている。	1,591	1,591	健康対策課 (がん・企画担当)
再基	医療連携体制整備事業 【事業区分①⇒②】 本事業は、在宅医療を必要とする主要な疾患である脳卒中の患者について、詳細な実態調査を行い、情報不足であった維持期(在宅医療等)や急性期、回復期の情報を分析・共有することで、在宅医療を含めた脳卒中医療連携体制の強化を推進する。	700	700	医療政策課 (地域医療担当)
旧国	在宅歯科医療連携室整備事業 (中央部) 病气やけがで通院が困難な方が、在宅等で、適切な歯科治療及び歯科保健医療サービスを受けられるようにするため、「在宅歯科連携室」を相談窓口として、訪問歯科診療を行う歯科医の紹介や、訪問歯科医療機器の貸し出し管理、多職種連携会議の開催等を行う。 ※再生基金と新基金の折半で事業実施していたが、全額、新基金とし、「在宅歯科医療従事者研修事業」も統合する。	9,202	9,202	健康長寿政策課 (よさこい健康プラン21)
H29 新規	在宅歯科医療連携室整備事業 (サテライト幡多)【歯科医師会 提案事業】 幡多圏域に在宅歯科連携室のサテライトを設置し、訪問診療のサービス調整等の機能を有する口腔ケアチームの組織化を進め、訪問診療体制の構築支援を図る。	3,436	3,436	健康長寿政策課 (よさこい健康プラン21)
小 計		51,661	50,796	

事業区分Ⅲ（医療従事者の確保に関する事業）

（単位：千円）

事業名		事業概要	H29年度基金充 当要望額(調整後)	H29年度 内示後配分額	担当課
再基 旧国	地域医療支援センター 運営事業	医師不足病院への医師の配置等を行うとともに、若手医師のキャリア形成支援による県内定着の促進や、県外からの医師の招聘により、地域医療の確保を図る。	276,701	211,394	医師確保・育成 支援課
			7,000	7,000	医師確保・育成 支援課
H27 再基	中山間地域等医療提供体制確 保対策事業 【事業区分③⇒①⇒③へ】	本事業は、本県の課題となっている中山間地域など医療サービスが偏在する地域において、医療提供体制の確保を図るために、偏在地域における中核的な医療機関に、医師を派遣することで、医師の地域偏在の緩和を行い、医療従事者の確保・養成に資することを目的としている。	50,000	50,000	医師確保・育成 支援課
旧国	産科医等確保支援事業	産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図る。	33,135	33,135	健康対策課 (周産期・母子保 健推進室)
旧国	新生児医療担当医確保支援事 業	医療機関におけるNICUにおいて、新生児医療に従事する医師に対して、新生児担当手当等を支給することにより、過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇改善を図る。	1,030	1,030	健康対策課 (周産期・母子保 健推進室)
H27 再基	救急医養成事業	本事業は、県内における救急医療に関する教育・研究・診療・県民への普及等の取り組みの支援を行うことにより、県内の救急医療の質の向上と救急医療をはじめとした医療人材の確保及び育成に資することを目的としている。	20,000	20,000	医療政策課 (救護計画担当)
H27 再基	精神科医養成事業	本事業は、県内における精神科医療の実情や必要性を反映した教育・研究・診療等の活動を実施し、高知県の地域精神医療を担う精神科医師の確保及び育成を図るための支援を行うことにより、医療従事者等の確保・養成に資することを目的としている。【協定はH28～H30の3ヶ年で締結】	23,000	23,000	障害保健福祉課 (精神保健福祉 担当)
H27 新規	発達障害専門医師育成事業	本事業は、発達障害に関する専門医師・医療従事者等の育成を推進する観点から、国内外の専門家を招聘しての研修会の実施、及び国内外への研修会への医師・医療従事者等の派遣などを行うことにより、発達障害に関する専門医師及び医療従事者等の確保・養成に資することを目的としている。	4,518	4,518	障害保健福祉課 (事業者担当)
H27 再基	JATEC研修事業	本事業は、救急医療に取組む人材の確保・育成の観点から、医師を対象とした外傷初期診療に関する研修を実施する事業として、外傷初期診療の技術(JATEC)の習得及び向上を図り、救急医療体制を維持することによって、医療従事者の確保・養成に資することを目的としている。	965	965	医療政策課 (救急・災害医療 担当)
H27 再基	輪番制小児救急勤務医支援事 業	本事業は、小児救急医療体制の維持を図ることを目的に、小児科病院群輪番制病院が行う救急勤務医医師に対する手当の支給の支援を行うことにより、医療従事者の確保・養成に資することを目的としている。	4,260	4,260	医療政策課 (救急・災害医療 担当)
H27 再基	小児救急トリアージ担当看護師 設置支援事業	本事業は、小児救急医療体制の確保と充実を図ることを目的として、小児救急患者のトリアージを担当する看護師を設置する医療機関に対し、看護師設置に必要な費用の支援を行うことにより、医療従事者の確保・養成に資することを目的としている。	3,400	3,400	医療政策課 (救急・災害医療 担当)
旧国	女性医師等就労環境改善事業	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師のための相談窓口を設置し復職を支援するとともに、病後児保育を実施する医療機関の支援を行い、女性医師の就業環境を整備する。	1,361	1,361	医師確保・育成 支援課
旧国	新人看護職員研修事業	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。	12,767	12,767	医療政策課 (看護担当)
旧国	看護職員資質向上推進事業	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対して支援を行うとともに、院内助産所等開設促進及び助産師外来で勤務する助産師の資質向上を目的とした研修会を実施する。	5,798	5,798	医療政策課 (看護担当)
旧国	看護職員確保対策特別事業	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の展開を図る。	10,345	10,345	医療政策課 (看護担当)
旧国	看護師等養成所運営等事業	看護学生の学習環境の質を保ち、学校運営を継続していくために、看護師等養成所の運営に必要な人件費、教材費、実習施設謝金等経費に対し補助を行い、適切な学校運営の支援を図る。	122,043	122,043	医療政策課 (看護担当)
旧国	看護職員の就労環境改善事業	看護業務の効率化や職場風土の改善、勤務環境の改善に向けた取組を促進するためにアドバイザーに介入してもらい施設の課題を抽出し看護師確保のための改善に取り組み。	626	626	医療政策課 (看護担当)
H27 新規	薬剤師確保対策事業	本事業は、県内の病院や薬局などにおける薬剤師の確保を推進する観点から、県内の薬剤師求人情報の発信を行う事業として、薬剤師求人情報を一元化したホームページの充実や周知にかかる経費や、薬学生等を対象とした就職説明会での県内就職を呼び掛けるための経費等を支援することにより、医療従事者を確保することを目的としている。	800	800	医事業務課 (薬事指導担当)
旧国	医療勤務環境改善支援セン ター設置事業	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行う。	4,790	4,790	医師確保・育成 支援課
旧国	院内保育所運営事業	医療従事者の離職防止、再就職の促進及び病児等保育の実施を図るため、医療機関が実施する院内保育所の運営に対し補助をする。	101,574	101,574	医療政策課 (看護担当)
旧国	小児救急医療体制整備事業	休日夜間における小児救急患者の二次救急医療の確保のため、中央保健医療圏内の小児科を有する公的5病院が、二次輪番体制で小児の重症救急患者に対応する。	12,135	12,135	医療政策課 (救急・災害医療 担当)
旧国	小児救急電話相談事業	夜間に保護者からの小児医療に関する電話相談を看護師が受け、適切な助言や指導を行うことで、保護者の不安を軽減するとともに、医療機関への適切な受診を推進する。	9,182	9,182	医療政策課 (救急・災害医療 担当)
小 計			705,430	640,123	
事業区分Ⅱ + Ⅲ 合計			757,091	690,919	
平成29年度基金計画事業合計			1,020,341	954,169	

対象事業区分	H29		H29充当額				H29 財源不足額
	要望額 【調整後】	割当額 【内示】	H26計画 執行残	H27計画 執行残	H28計画 執行残	C～E計	
Ⅰ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	263,250	263,250				0	0
Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	51,661	44,102	1,150	3,384	2,160	6,694	865
Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業	705,430	595,898	10,345	5,060	28,820	44,225	65,307
合計	1,020,341	903,250	11,495	8,444	30,980	50,919	66,172

※B～Eの財源は事業単位で適用(C～Eを充当した事業は各年度の県計画に追加)

4、第7期保健医療計画について

第7期医療計画指針の見直しの概要

第51回社会保障審議会
医療部会資料 平成29年4月20日

1. 5疾病・5事業及び在宅医療について

- 引き続き現状の5疾病・5事業及び在宅医療について、重点的に取組みを推進。
- 「急性心筋梗塞」から「心筋梗塞等の心血管疾患」への名称の見直し等、必要な見直しを実施。

2. 指標について

- 都道府県ごと、二次医療圏ごとの医療提供体制を客観的に比較するため、共通の指標による現状把握を実施。
- 現状を踏まえた上で、PDCAサイクルを適切に回すことができるよう、指標の見直しを実施。

3. 地域医療構想について

- 地域医療構想調整会議において議論する内容及び進め方の手順について整理。

4. 医療・介護連携について

- **地域医療構想や介護保険(支援)事業計画と整合性**がとれるよう、都道府県と市町村の協議の場を設置。
- 地域の実情を把握するための指標を充実させ、多様な職種・事業者の参加を想定した施策を検討。

5. 基準病床数について

- 基準病床数と病床の必要量の関係性の整理を行い、基準病床数の算定式について必要な見直しを実施。
- 療養病床の取扱い等、一部検討が必要な事項については、今後整理を行う予定。

6. その他

- ロコモティブシンドローム、フレイル等については、他の関連施策と調和をとりながら、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的な対策を講じることが重要。

医療と介護の整合性及び協議の場について

第9回医療計画の見直し等に関する検討会 資料2（一部改変）
(H29. 2.17)

医療計画と介護保険事業(支援)計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することが、協議の場を設置する目的である。

特に、医療計画に掲げる在宅医療の整備目標と、介護保険事業(支援)計画に掲げる介護の見込み量を整合的なものとする事が求められる。

【調整事項】

(1) 医療計画と介護保険事業(支援)計画で対応すべき需要について

総合的な整備目標・見込み量の前提となる将来の医療需要について、外来医療での対応を目指す部分、訪問診療での対応を目指す部分と、介護サービス(施設サービス、居宅サービス)での対応を目指す部分との調整を行う。

(2) 具体的な整備目標・見込み量の在り方について

将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、地域の実情を踏まえ、市町村と都道府県で役割分担の調整を行う。訪問看護ステーションの地域偏在等により、市町村を越えた広域的な調整が必要な場合は、都道府県が積極的に支援する。

(3) 目標の達成状況の評価について

次期計画(第7次医療計画の中間見直しと、第8期介護保険事業(支援)計画)の策定に向け、両計画の目標・見込み量の達成状況を適宜共有する。

【医療・介護の体制整備に係る協議の場について】

○ 協議の場については、各計画の審議会等で議論する前段階として、自治体が地域医師会等の有識者を交えて、計画を策定する上で必要な整合性に関する協議を行う場とする。

※それぞれの計画の最終的な議論は、医療審議会や作業部会、介護保険事業(支援)計画作成委員会等において、それぞれ行う。

○ 協議の場は、二次医療圏単位で設置することを原則とする。ただし、二次医療圏と老人福祉圏域が一致していない場合等、二次医療圏単位での開催が適当でない場合には、都道府県が適当と認める区域も可能とする。

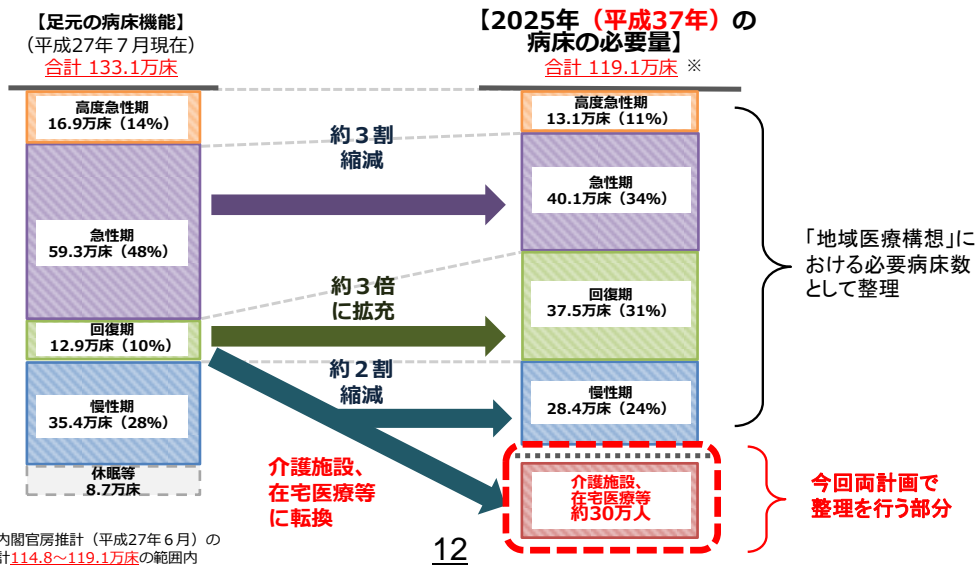
また、地域医療構想調整会議の枠組を活用し、同会議の下に関係者によるワーキンググループ形式で設置する等、柔軟な運用を可能とする。

「地域医療構想」による2025年の病床の必要量

経済財政諮問会議
(平成29年第5回)
資料4を一部改変

○ 平成28年度末に全都道府県で策定完了 (高知県においても平成28年12月に策定済み)

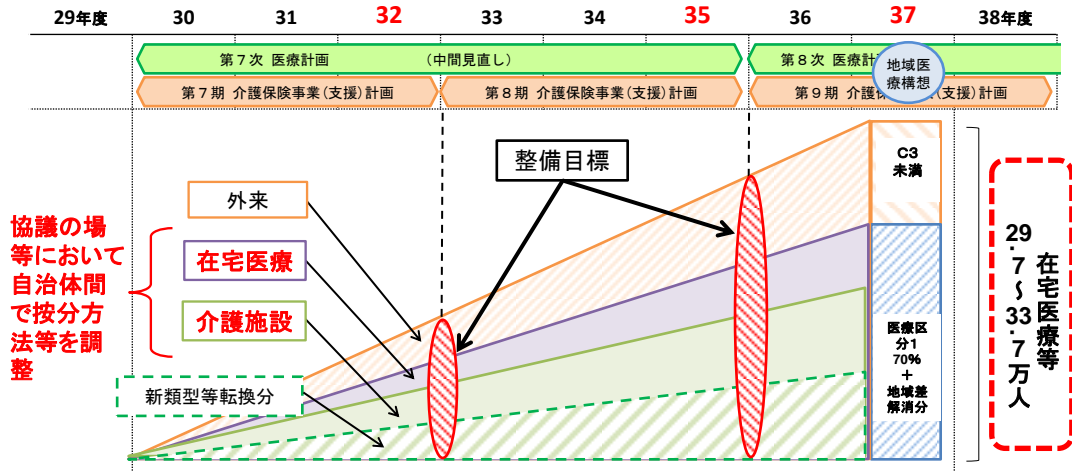
⇒ 地域ごとに、2025(平成37)年時点での病床の必要量を『見える化』



次期医療計画と介護保険事業計画の整備量等の関係について

第10回医療計画の見直し等に関する検討会 資料
一部改変

- 在宅医療等の新たなサービス必要量は、2025年に向けて、約30万人程度となると推計。
- これらの受け皿としては、療養病床の転換等による**在宅医療**、**介護施設**の整備の他、一般病床から在宅医療等に対応するものについては、**外来医療**等に対応することが考えられる。
- 対応にあたっては、それぞれの提供体制の整備主体が協議し、**医療計画及び介護保険事業計画の計画期間に応じた、総合的な整備目標・見込み量を立てる必要がある。**



2025年の新たなサービス必要量の推計値を、8年間で等比按分
(例)32年度末時点のサービス必要量=37年のサービス必要量×3/8

各目標年度の数値の推計方法

市町村別に按分した2025年(平成37年)の必要量から、第7期介護保険事業(支援)計画の終了時点(平成32年度末)、第7次医療計画の終了時点(平成35年度末)の数値を、**比例的に推計する。**

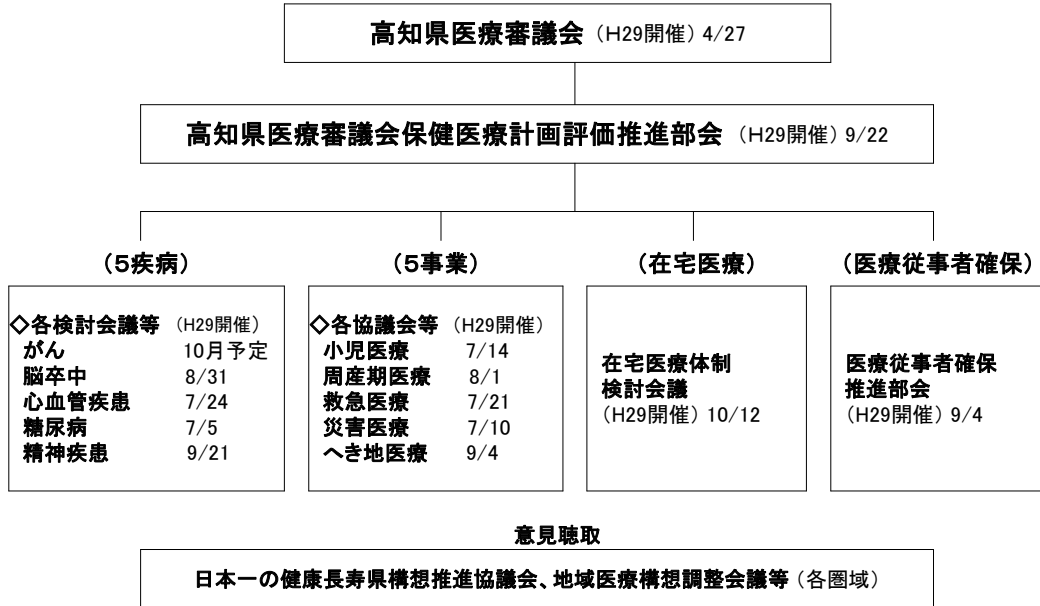
各区分の推計方法の考え方

- 外来** C3未滿については、患者調査等の結果に基づき退院先が外来であるため、外来医療により対応するものと見込むものと整理。
- 在宅医療** **介護施設** 医療区分1の70%、入院受療率の地域差解消分については、**新類型等転換分を除いたうえで、自治体関係者間による整理・調整等を行い、在宅医療対応分と介護施設対応分に按分を行う。**
- 新類型等転換分** 療養病床の転換見込みの把握を行い(県において転換意向調査を実施)、平成32、平成35の見込み量を設定。(※)

(※)療養病床からの転換見込み量の把握方法

- 医療療養病床については、都道府県と市町村の連携の下、平成32年度末、35年度末時点において転換する見込み量について調査を実施し、把握した数を下限として設定する。
- 介護療養病床については、経過措置期間が平成35年度末とされていることを踏まえ、平成32年度末時点については調査により把握した数を下限とし、平成35年度末時点については全数に相当する数を、転換する見込み量として設定する。

計画策定に係る高知県の検討体制について



第7期高知県保健医療計画策定スケジュール(予定)

	3月	H29年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会		計画策定スケジュール・項目案の概要について								計画原案の承認	パブリックコメント	計画の答申	
前回策定時開催日	3月22日						9月10日			12月10日		2月28日	
保健医療計画評価推進部会							計画の構成、医療圏及び5疾病5事業・在宅医療以外の項目等について	5疾病5事業・在宅医療、難病等について	基準病床数、医療と介護の整合性等について				2月議会へ報告 計画の告示 国への報告
前回策定時開催日					7月6日	8月20日		10月10日	11月27日				
各検討会議等		5疾病5事業検討会議等における素案検討(1回~2回開催) 日本一の健康長寿県構想推進協議会、 地域医療構想調整会議等での意見聴取											
国	作成指針の通知(3月31日付)		医療計画策定研修会		作成指針の改正通知(7月31日付)	医療計画策定研修会							

5、療養病床等の検討状況について

療養病床の在り方に関する議論の整理 (「療養病床の在り方に関する特別部会」 H28.12.20)

I 医療機能を内包した施設系サービス(新たな施設類型)

・介護療養病床相当

-主な利用者像:療養機能強化型AB相当 -人員配置:介護療養病床相当 (医師48:1 看護6:1 介護6:1) -面積基準:老健施設相当 (8.0㎡/床 ※)

・老人保健施設相当以上

-主な利用者像:上記より比較的容体が安定した者 -人員配置:老健施設相当 (医師100:1 看護・介護3:1) -面積基準:老健施設相当 (8.0㎡/床 ※)
※多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備を検討。

II 医療を外から提供する居住スペースと医療機関の併設(医療外付け型)

-人員配置:特定施設入居者生活介護相当 -面積基準:特定施設入居者生活介護相当(転換時の要件緩和措置を今後検討)

「新たな介護保険施設」について (介護保険法等改正案 国会提出 平成29年5月26日 成立済)

◆ 名称:「介護医療院」

(例)「〇〇病院」→「介護医療院〇〇病院」など

・病院・診療所から転換した場合は、

—「介護医療院」という文字を用いる間は「病院・診療所」に類する文字を引き続き使用できる。(改正法案附則第14条)

—「転換前の病院・診療所の名称を引き続き使用できる。」(法案概要)

◆ 機能: 介護保険法上の介護保険施設 (医療法上は医療提供施設)

・医療(療養上の管理、看護、医学的管理の下における機能訓練) ・介護(医学的管理の下における介護、日常生活上の世話)

◆ その他

・開設者:地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人 ・管理者:医師

・現行の介護療養病床の経過措置期間は6年間延長(2024年3月1日まで)

療養病床の検討状況(平成29年9月時点)

- ※介護報酬(介護医療院含む)の具体的な内容については、**社会保障審議会・介護給付費分科会**で検討
- ※**医療療養病床(25対1)**(療養病棟2)……地域医療構想も勘案しつつ、**中央社会保険医療協議会(中医協)**で検討

① 介護医療院について

平成29年8月 社会保障審議会・介護給付費分科会

介護医療院の報酬、人員配置、構造設備、転換促進策の検討を実施。

(報酬)

- ・ 介護療養病床Ⅰは療養機能強化型A・Bに相当、介護療養病床Ⅱは介護老人保健施設に相当とすべき。
- ・ **現行の介護療養病床等の水準を単純にスライドさせるのではなく、メリハリが必要。**

(人員配置)

- ・ 介護療養病床Ⅰは介護療養病床相当、介護療養病床Ⅱは介護老人保健施設以上。
- ・ 介護医療院Ⅱは、より手厚い転換型老人保健施設(介護療養型老人保健施設)相当とすべき。

(構造設備)

- ・ 居室面積が老健施設相当(1床あたり8.0平米)とあるが、**既存の介護療養病床からの転換の場合は「6.4平米の多床室」(家具やパーテーションで間仕切りしプライバシー配慮のうえ)を認めるべき。**

(転換支援)

- ・ **魅力的な選択肢をつくるとともに、既存の設備や構造がそのまま使えることが必須。**
- ・ 基金や病床転換助成事業の活用ができるようにすべき。
- ・ 急性期の大病院が介護医療院を新設することは認めるべきではない。

(その他)

- ・ 介護療養型老人保健施設については、介護医療院への再転換を認めるとともに、療養体制維持特別加算を6年間延長し再転換が円滑に進むようにすべき。

② 医療療養病床(25対1)について

平成29年4月 中央社会保険医療協議会

- ・ 医療療養病床25対1については、「介護医療院」へ移行すべきかなどを検討するためには、**一定の時間を要するため「4対1の看護配置などをみたまない病院」の存続を認める医療法施行規則の経過措置についても、介護療養病床の経過措置期間と同様に6年間延長すべきである。**
- ・ 医療療養病床についても、介護医療院等に移行する場合一定の時間が必要であるが、管理者に介護医療院等への転換の意志決定をしてもらい、そこから実際の移行するまでの経過措置を認めるべきである。

平成29年8月 中央社会保険医療協議会 小委員会内 入院医療等の調査・評価分科会

- ・ 療養病棟2の3割程度が「医療区分2・3の患者割合50%」を満たせていない状況等を踏まえ、医療療養病床25対1は廃止し、介護医療院等への転換方策を検討すべき。
- ・ 療養病棟2の一部では医療区分2・3の患者を集められていないが、もう少し長い目で見守る必要がある。

平成29年8月 厚生労働省通知 「第7期介護保険事業(支援)計画における療養病床、介護医療院等の取り扱いに関する基本的な考え方について」

- ・ **医療療養病床が介護医療院に転換する場合は、介護保険事業計画の総量規制の対象外。**
→(医療療養病床から介護医療院への転換が可能)
- ・ 一般病床、新設等は、介護保険事業計画の総量規制の対象。

現段階では、①介護医療院の介護報酬・要件等 や ②医療療養病床(25対1)の医療法施行規則での経過措置 について、詳細な議論は行われていない状況。

今後、年度末に向けて、詳細な議論が行われる見込みのため、地域医療構想調整会議等で情報共有を行っていく予定。